

扶桑町議会承認案第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

愛知県丹羽郡扶桑町長 鯖 瀬 武

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、
別紙のとおり専決処分する。

令和 ８ 年 ７ 月 ３ １ 日

愛知県丹羽郡扶桑町長 鯖 瀬 武

令和 8 年度扶桑町一般会計補正予算（第 4 号）

令和 8 年度扶桑町の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,363 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13,306,236 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 7 月 31 日

愛知県丹羽郡扶桑町長 鯖 瀬 武

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
19 繰入金		554,313	2,363	556,676
	2 基金繰入金	540,995	2,363	543,358
歳 入 合 計		13,303,873	2,363	13,306,236

歳 出

(単位：千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 教育費		1,285,320	2,363	1,287,683
	3 中学校費	163,387	2,363	165,750
歳 出 合 計		13,303,873	2,363	13,306,236

令和 8 年 度 扶 桑 町 一 般 会 計
補 正 予 算 （ 第 4 号 ） に 関 す る 説 明 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
19 繰入金	554,313	2,363	556,676
歳入合計	13,303,873	2,363	13,306,236

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 0 教育費	1, 285, 320	2, 363	1, 287, 683
歳 出 合 計	13, 303, 873	2, 363	13, 306, 236

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
0	0	0	2, 363
0	0	0	2, 363

2 歳 入			
1 9 款 繰入金			
2 項 基金繰入金			
(単位：千円)			
目	補正前の額	補 正 額	計
2 財政調整基金繰入金	212, 497	2, 363	214, 860
計	540, 995	2, 363	543, 358

(単位：千円)		
節		説 明
区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	2, 363	1 財政調整基金繰入金 2, 363
		補正後 補正前
		2 1 4, 8 6 0 千円 － 2 1 2, 4 9 7 千円
		= 2, 3 6 3 千円

3 歳 出							
1 0 款 教育費							
3 項 中学校費							
(単位：千円)							
目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 教育振興費	51, 818	2, 363	54, 181				2, 363
計	163, 387	2, 363	165, 750	0	0	0	2, 363

節・細節		説 明
区 分	金 額	
13 使用料及び賃借料	2, 363	【学校教育課】 8 教育振興諸費（臨時） 使用料及び賃借料 1 使用料及び賃借料 アジアパラ競技大会入場料 9 0 0 千円 バス借上料 1, 4 6 3 千円 補正後 補正前 2, 3 6 3 千円 － 0 千円 ＝ 2, 3 6 3 千円